

札幌市立栄中学校 学校いじめ防止基本方針



吾あり 仲間あり 学びあり

令和8年4月

はじめに

平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法が公布され、同年 9 月に施行となり、各自治体（同法 12 条）、各学校（同法 13 条）においてもより具体的な方針の策定が必要不可欠となったことは周知のことである。本校でも、札幌市いじめ防止等のための基本方針を受け、札幌市教育委員会発行の「いじめ問題への対応」等を参考に「栄中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本基本方針は、本校学校教育目標「吾あり 仲間あり 学びあり」に迫るための具現化に向けたひとつである。5つの生徒像の実現とともに、本校教育活動全体を通して、生徒に対しては「いじめは絶対に許されるものではない」ことへの理解と行動を求める。具体的には、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりを目指す。また、教職員については、生徒が意欲をもって生き生きと学校生活を送られるよう日常の指導体制を確立し、いじめの未然防止を図りながら、早期発見、早期対応に取り組むことを目的とする。

（平成 28 年 2 月制定）

また、いじめの防止対策の一層の強化を図るため「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を受けて、本方針も見直し・改定を行った。方針に加える内容や取組の強化を示した。（令和 6 年度 4 月改定）

1、基本的な考え方

- （1）本基本方針は、いじめの未然防止・早期発見、そして迅速な対応から早期解決が具現化できる校内体制に向けた実効性のあるものとして策定する。
- （2）本基本方針は、生徒の実態と家庭・地域の実情を考慮し、関係機関とも連携した取組ができるものとする。
- （3）本基本方針は、本校の教育活動全体の取組を通して、教育課程に基づいた計画的な予防策を柱として位置付ける。
- （4）いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も加害者・被害者になり得るという視点をもつ。
- （5）いじめの未然防止から対応・解決のすべての過程において、チームとして、組織的に動ける体制づくりをする。
- （6）基本方針については、毎年度全教職員に周知徹底し必要に応じて見直しを行う。

2、地域の特徴と生徒の実態

- （1）住宅地域として、都市化の傾向が著しく、付近に大型商業施設もあり、校外生活での指導に十分な配慮が必要である。
- （2）保護者、地域の方々は、協力的で学校の教育活動に対して理解を示してくれる方々も多い。
- （3）生徒は、全体的に素直で明るく、学校行事や部活動にも熱心に取り組む。反面、配慮に欠ける言動も見られ、トラブルに発展することがある。
- （4）一部ではあるが、他校生や卒業生とつながりをもつことがあり、家庭のみならず、関係機関との連携を密にする必要がある。
- （5）個別に支援が必要になる生徒もおり、スクールカウンセラーや相談支援パートナーとの協力が不可欠である。

3、重点的な取組

①未然防止

【ポイント】

いじめはどの生徒集団にも起こり得るという認識の下、いじめが起きにくい学校風土、学年風土、学級風土を全教職員でつくり出す。つまりは、いじめを決して許さない学校づくりが求められる。そのためには、次の5つのポイントが重要になる。

I 学校体制の確立 II 教職員の姿勢と学級経営の在り方 III 子ども一人一人を生かす教育活動の充実 IV 学校と保護者や地域との連携 V 子どもたちの自浄力の育成

(※札幌市教育委員会「いじめへの対応」より)

重点的な取組	行動目標
<p>I 学校体制の確立</p> <p>1、多くの教職員での子どもの見守り</p> <p>2、いじめが起こることを想定した組織の確立</p> <p>II 教職員の姿勢と学級経営の在り方</p> <p>1、教職員としての基本的な姿勢</p> <p>2、人間関係を重視した集団づくり (学級、学年、学校)</p> <p>3、校内研修会の充実～教員の資質向上</p>	<p>○担任、副担任、教科担任、委員会指導者、部活動顧問などそれぞれの立場での子どもの見守りと連携</p> <p>○SC、SSP、SSWなどの見守りと連携</p> <p>○生徒指導委員会（校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、SC、SSW、その他関係教職員など）</p> <p>○正義や真理を大切にする姿勢</p> <p>○不正義に対する毅然とした態度</p> <p>○どの子にも公平・平等に接する</p> <p>○子どもたちとふれあう機会や対話の重視</p> <p>○子どもたちの小さな変化を見逃さない感性</p> <p>○学校生活の中から子どもたちの関係を見抜く洞察力</p> <p>○規律の徹底</p> <p>○学級・学年・学校組織の確立</p> <p>○「居場所づくり」～他者から認められていると感じる（自己肯定感）</p> <p>○「絆づくり」～他者の役に立っていると感じることができる（自己有用感）</p> <p>○教師による差別的な態度、不適切な言動に細心の注意を払う</p> <p>○生徒指導研修会（4月）</p> <p>○命に関わる研修会（自殺予防）（8月）</p> <p>○校内学びの支援委員会（年6回）</p> <p>○生徒指導委員会（月に1回開催）</p>

<p>Ⅲ子ども一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動</p> <p>1、「わかる・できる・楽しい」授業づくり（教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間）</p> <p>2、体験活動の充実</p> <p>3、講演会の実施（非行防止教室・命を大切にす講演）～関係機関との連携</p>	<p>○授業規律の徹底（5分前入室、3分前学習、忘れ物、私語等）</p> <p>○学び合いの場の設定</p> <p>○発表の場の設定</p> <p>○言語活動の充実</p> <p>○積極的な授業公開</p> <p>○全員参加の授業の確立</p> <p>○課題探求学習</p> <p>○アクティブラーニング</p> <p>○旅行的行事の中で企画、実施</p> <p>○総合的な学習の時間で企画、実施</p> <p>○「非行防止教室」 ～ネットトラブル、薬物防止等～</p>
<p>Ⅳ学校と保護者や地域との連携</p> <p>1、PTA活動の充実</p> <p>2、地域との連携</p> <p>3、学校からの情報発信</p> <p>4、小中連携</p>	<p>○PTA総会、役員会、運営委員会</p> <p>○PTAだより「きずな」○授業参観</p> <p>○期末懇談 ～さまざまな機会と通した情報の提供、連携</p> <p>○青少年健全育成推進会</p> <p>○部活動（太鼓部、吹奏楽部）～地域の祭り、吹奏楽部定期演奏会</p> <p>○学校公開日 ○学校説明会 ○発文書</p> <p>○学校だより、学年だより、学級だより</p> <p>○生活だより ○学校HP</p> <p>○すぐーるのメール</p> <p>○小中四校交流会 ○小学校母校訪問</p> <p>○「学校だより」の交流</p> <p>※中1ギャップの解消</p>
<p>Ⅴ子どもたちの自浄力</p> <p>1、生徒会活動</p> <p>※充実感、達成感、成就感、自己肯定感、自己有用感の醸成</p>	<p>○生徒会行事</p> <p>・新入生歓迎集会・球技大会</p> <p>・学校祭 ・認証式（返事への取組）</p>

<p>2、部活動を通じた人間形成 ※充実感、達成感、成就感、自己肯定感、自己有用感の醸成</p> <p>3、道徳教育の充実</p>	<p>○生徒会の取組 ・ペットボトルキャップ回収 ・あいさつ運動</p> <p>○規律の徹底 ○達成感、充実感、成就感 ○自己肯定感、自己有用感の醸成 ○顧問、外部指導者の確保</p> <p>○特別の教科への対応 ○授業時数の確保 ○豊かな心の育成</p>
---	--

②早期発見

【ポイント】

全教職員で、日頃から生徒理解に努め、生徒の小さな変化、サインを見逃さない。過小評価せず対応を先送りしない。

重点的な取組	行動目標
<p>1、生徒理解に向けた関わりの重視</p> <p>2、情報の収集</p> <p>3、教育相談活動の充実</p>	<p>○学級担任、教科担任、部活動指導、委員会指導などあらゆる場面を通して、生徒への声かけ、対話ができるよう心がける。</p> <p>○気付いたことは、記録の蓄積と共有を日頃から行い、教職員間で情報交換を密に行えるよう常に対話を心がける。</p> <p>○担任及び副担任を含む教職員のアンテナを高く持つ。＜早期発見のサイン参照＞</p> <p>※コミュニケーション巡視の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の言動、行動、態度、交友関係等の観察、見とり、気付き ・生徒の欠席、遅刻、早退の変化 ・けが ・保健室利用状況 <p>※何かあったら、情報が教職員に入る関係づくりをする。</p> <p>○SC、SSP、SSWとの連携をしっかりと取り、生徒からのサインを見逃さない。</p> <p>○家庭との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席・遅刻・早退の確認 <p>○地域、関係機関からの情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情、相談、報告等から情報を得る。 <p>○教育相談日を設定する。</p> <p>○長期休業に入る期末懇談前に個別の相談活動を行う。</p> <p>○遅刻、欠席、早退の状況により個別の相談活動を行う。</p>

<p>4、アンケート、調査の実施とチェックシートの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○養護教諭による保健室利用状況を参考に個別の教育相談を実施する。 ○QU結果の個人結果表を利用した期末懇談の実施 ○いじめアンケート <ul style="list-style-type: none"> ・学校独自（4月、1月） ・市教委（11月） ○QU検査の実施（6月、10月） ○QU研修会の実施（5月、7月） ○学校評価アンケート <ul style="list-style-type: none"> ・11月 ○市教委からの「いじめのサインチェックシート」、「アセスメントシート」の活用
---------------------------------	---

＜早期発見のサイン＞（※札幌市教育委員会「いじめへの対応」P20～いじめられている生徒のサインチェックリストあり）

※いじめが起こりやすい・起こっている集団のサイン

- ・掲示物が破れていたり落書きがあったりする。
- ・班にすると机と机の間に隙間ができる。・授業中、教職員に見えないように消しゴムを投げたり、手紙のやり取りをしている。・些細なことで冷やかしをするグループがある。

※いじめられている生徒のサイン

〈日常の様子〉

- ・早退や一人で下校することが増えている。・遅刻、欠席が多くなる。・腹痛などで体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。・時々、涙ぐんでいる。

〈授業中、休み時間〉

- ・発言すると友達から冷やかされる。・一人でいることが多い。・教職員の近くにいたがる。・教室へいつも遅れて入ってくる。・学習意欲が減退し、忘れ物が増える。

〈昼食時〉

- ・好きなものを他の生徒にあげている。・班にすると一人だけ机が離れている。
- ・食べ物にいたずらされる。・食事の量が減ったり、食べなかったりする。

〈清掃時〉

- ・いつも雑巾がけやゴミ捨てるの当番になっている。・一人で離れて掃除をしている。

〈その他〉

- ・持ち物が壊されたり、隠されたりする。・成績が突然下がる。・持ち物や机等に落書きされる。・けがの状況と本人が言う理由が一致しない。

※いじめている生徒のサイン

- ・特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ。・教職員によって態度を変える。

③早期対応～早期解決

【ポイント】

初期対応がすべてといっても過言ではなく、迅速に事実確認をし、組織で対応する。

重点的な取組	行動目標
1、初期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の変化、いじめの兆候と思われる事象に気付いた教職員は、軽視することなく第1報を必ず複数名（学年主任、生徒指導主事等）に報告し、相談のもと対応を協議する。 ○いじめの訴えがあった時も第1報を必ず複数名（学年主任、生徒指導主事等）に報告し、事実確認の聞き取りを組織（基本的には学年会）で行う。部活動がいじめの主体となっている場合は、部活動指導者も加わる。
2、初期対応から早期解決まで	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの訴えや情報及び兆候があった時は、速やかに事実確認の聞き取りを組織的に行う。基本的には、学年の生活係が中心となり、方針を明確にしたうえで聞き取り作業に入る。聞き取りは、被害生徒、加害生徒、周辺生徒に分けて必ず複数名で行い、必ず、一元化（学年生活係）し集約をする。複数名で事実関係を客観的に判断する。この時、いじめなのか、けんかなのか、単発的な暴力事件なのかを見極めることが大きなポイントとなる。また、聞き取りと指導は明確に区別をし、聞き取りは客観的に事実確認のみを行うようにする。指導は、聞き取りの整合性を取った後に方針を再度確認した上で行う。 ○いじめと認知した場合は、学年会及び生徒指導委員会（6、いじめ防止及び対応の指導体制・組織参照）で、認知したいじめへの対応策について聞き取りをもとに協議し、今後の方針を立てる。 ○学年会及び生徒指導委員会は、緊急の職員会議または朝の職員打ち合わせ等を通して、いじめの情報を共有し、対応方針について、全教職員の共通理解を図る。全教職員への周知は、該当担任ではなく、学年主任、生徒指導主事、教頭等があたることを基本とする。 <p>※いじめと判断した時の対応策の留意点</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒・加害生徒・周辺生徒への具体的な支援や指導の流れについて、教職員一人一人の役割を明確化し、組織的な対応を構築する。 ・聞き取りの結果を被害者・加害者それぞれの主張として、聞き取るが基本的には被害者の訴えを受け止め、それに寄り添うことが原則となる。 ・被害生徒にも問題があるという認識や言動は誤解を生む大きな要素となり、そのような視点に立った対応策は講じるべきではない。どんな理由があるにせよ「いじめは許されない」という視点に立って対応策を立てる。 ○保護者に対しては、情報の周知を聞き取りを行ったその日のうちに行い、被害生徒、加害生徒の保護者両方に今後の指導方針についての理解を求める。 ・被害生徒の保護者については、家庭訪問をして、直接会って学校としての方針を伝えるのが最も望ましい。 ・加害生徒の保護者については、方針をもとに事実を伝え、随時学校への召喚を働きかける。 ○関係生徒への指導 <u>*被害生徒への対応</u> ・徹底して守り抜くという学校全体としての姿勢を伝える。休んでいる場合など、家庭訪問をして、直接出向いて対話をするのが基本となる。(傾聴、共感、方針伝達) ・安心して教育を受けられるようにするための必要な措置として、できるものはすべて講じる。 ・本人、保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。 ・S Cの活用、関係機関との連携など専門家による継続的な心のケアにも取り組む。 <u>*加害生徒への対応</u> ・あくまでも被害生徒を守る、安心して学校生活を送ることができるという観点から加害生徒への対応にあたる。 ・毅然とした対応といじめはどんな理由があるにせよ許されないという粘り強い指導を通じて十分な反省を促す。
--	---

<p>3、指導の継続（再発防止）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの背景をとらえた上で、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。 ・複数教職員で保護者召喚の上、説明を尽くし、理解と協力を求める。 <p>*周辺生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止、新たないじめを防止するため、「いじめをしない」「させない」「許さない」意識の高揚を図る。具体的には、傍観、取り巻き、はやし立てるなどの行為がいじめを助長させるということをしっかりと認識させる。（学活、学年集会、全校集会等） <p>※いずれの場合も被害生徒本人、保護者の了承のもとに行う。また、プライバシーに十分配慮し、二次的被害が起こらないようにする。</p> <p>○全ての関係生徒において、指導後の見守りが重要であり、アンテナをさらに高くはる。</p> <p>未然防止が最も重要なのはいうまでもないが、いじめ発生の場合、最終的には、再発防止が一番重要になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任は、被害生徒、加害生徒それぞれに声かけを行ったり、保護者には指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換を行う。
----------------------	---

4、ネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数に送信する、特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める、掲示板等に特定の生徒を誹謗中傷する内容を掲載するなど脅迫・名誉棄損などにあたる犯罪行為である。

(2) 未然防止

○保護者への啓発

- ①フィルタリング ②家庭における携帯・スマホ使用の約束 ③PTAの携帯電話安全教室などの開催

○学校での情報モラル教育の推進

(3) ネットいじめの把握

- ①被害生徒の訴え ②閲覧者からの情報 ③学校ネットパトロール

※PW付きサイトやSNS、ラインなどを利用したいじめなどについては、発見が困難になっているのが現状である。

(4) ネットいじめへの対処

ネット上の不適切な書き込み、画像、動画のアップ等については、拡散を防ぐため直ちに削除する措置を取る。その他、指導の流れについては、基本の流れに全て準ずる。

(5) インターネット上のいじめの防止

インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を「非行防止教室」等を用いて、指導を行う。

5、重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは、生徒指導委員会（6、いじめ防止及び対応の指導體制・組織参照）が主体となって事態の収束にあたる。また、事実確認の結果を直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と連携して対処する。

◎重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条）

- (1) いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※1の「生命、心身または財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

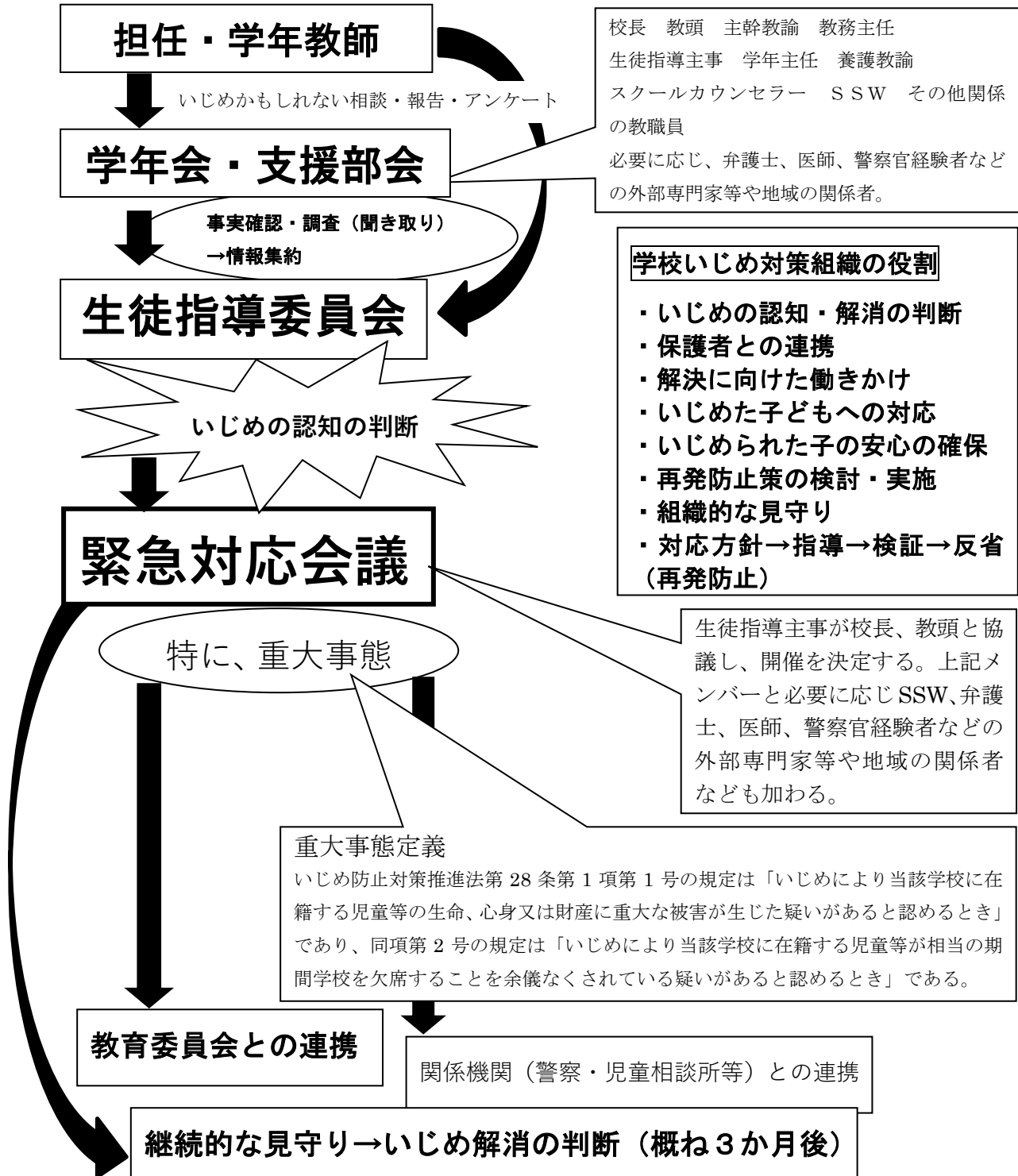
※2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

6、いじめ防止及び対応の指導體制・組織

- (1) 全教職員により、組織的にいじめ防止及び対応にあたるため、生徒指導委員会を設け、いじめ以外にも様々な生徒指導対応にあたる。メンバーは、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、SC、SSW、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。本委員会は、定期的な情報交換を含め、生徒指導委員会としての機能を果たしている。組織的な対応を協議し、速やかに動ける体制を構築する。
- (2) 組織の責任者は校長としいじめの防止等に関わる全ての取組は校長の監督の下行う。
- (3) いじめの疑いを把握した場合は、生徒指導委員会で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
- (4) 校長が不在時、教頭が組織の責任者とする。会議の内容は後日校長に報告し、決裁を得ること。
- (5) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合は会議日以外に個別に意見を聞くこと。
- (6) 生徒指導委員会の会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙E表）」に位置付け定例の会議を月に1回開催する。
- (7) 毎月の会議でいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (8) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。

- (9) 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- (10) 校内学びの支援委員会や生徒指導委員会等の校務組織が学校いじめ対策組織を兼ねている場合には、その旨を方針に明記し、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。

7. <いじめ対応の基本的な流れ>



いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②

被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

8. 学校の取組の評価について

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- (2) 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

9. 個別の対応状況に関する記録及び引継について

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

10. 生徒及び保護者、地域等への説明

- (1) 入学時及び各年度の開始時に生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対するの共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- (3) 方針を学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるようにする。